

教員の養成に係る教育の質の向上に係る取り組みに関する方策については、第一ステージとして、「シラバス」、「GPA 制度」、「学生調査」等を導入し、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、学習成果に基づき教育が実施されている。

項	内容
シラバス	シラバスは、インターネット上での閲覧が可能となっている。
GPA 制度	GPA 制度を導入して学生の GPA について教員が閲覧し、学生指導を行うことができるようにした。更に成績不振者に対して、GPA を目安とする「特別アドバイス制度」及び、成績不振の状態を改善するための「学業経過観察制度」を履修規程において定め、該当学生の指導の指標として GPA を活用している。
学生調査	学生調査に関しては、毎回実施し、結果をホームページにて公開している。
CAP 制度	2019 年度から 1 年間に履修できる単位数に制限を設ける CAP 制度を導入した。

第二ステージとして、本学の IR（インスティテューショナル・リサーチ）機能と連携をして、各種調査の結果を受けて、①学生への教育活動・支援とその成果の検証。②認証評価と自己点検・評価の対応。③調査データの収集とその検証を意識した FD 活動の実施している。